

合計 5千4回

も假定しますと大正七年十二月二十日迄の取高三千五百圓には第一號表の「49」を

掛けて

$$3,500\text{圓} \times 1.46 = 5,110\text{圓}$$

即ち参千五百圓を五百圓ご勘定します  
即ち参千五百圓に大正七年十二月二十日以後の取高千五百圓を加へて此人の取

即ち實際の賃金總収高は五千圓でもありますか退職手當を計算する場合には六千六百拾回を(イ)念の爲此の人の退職手當を出して見ますと此の六千六百拾回に第二號表の「130」を掛けて

八百五十九回參拾錢實際支給する場合には參拾錢を切り上げて八百六拾回となります  
依頼退職の場合とすると八百五十九回參拾錢に第三條の第六の「90」を掛けて

$$859\text{圓} \times \frac{90}{100} = 773\text{圓} \quad (3)$$

つまり第三號表に依つて計算した額と前に説明した方法に依つて計算した額とを比較して多い方を上げること云ふ規定です  
例へば日給三百圓六ヶ月入社以來の賃金總収高百圓の人が死にしたと假定してある規定であります  
是れは一口に云へば勤続年数も少なく入社以來の賃金總収高も少ない人の爲に設けて第三號表の説明

(イ)前に述べた方法に依つて計算すれば既百圓に第二號表の給與率即ち千分の八十  
此人の退職手當は拾六圓となります  
(ロ)勤続六ヶ月以上一年迄の者は

$$80\text{圓} \times \frac{100}{100} = 80\text{圓}$$

第二條 第三號ニ定ムル金額ヲ下ルコトヲ得ス  
第一條 大正七年十二月二十日以後ニ當會社一定備職工シヲ備入タリ者ニ在ラル其備  
號ニ定ムル係數ヲ乘シ之大正七年十二月二十日迄貨物販賣高ヲ對シ備入居年度應シ別表第一  
ニ對シ更ニ勤続年月數を應シ別表第一號ニ定ムル貨物販賣高ヲ加減シ其備  
入ノ日ヨリ牌照又、退職當時迄ノ食金總取高對シ勤続年月數ニ應シ別表第一號ニ定ムル金額

定期退職手當給與率ヲ乗シタル額

二、大正七年十二月二十日以後ニ當會社一定備職工シヲ備入タリ者ニ在ラル其備  
入ノ日ヨリ牌照又、退職當時迄ノ食金總取高對シ勤続年月數ニ應シ別表第一號ニ定ムル金額

定期退職手當給與率ヲ乗シタル額

一、大正七年十二月二十日以後ニ當會社一定備職工シヲ備入タリ者ニ在ラル其備  
入ノ日ヨリ牌照又、退職當時迄ノ食金總取高對シ勤続年月數ニ應シ別表第一號ニ定ムル金額

定期退職手當給與率ヲ乗シタル額

四、滿三年以上當會社勤積自已ノ部合ニ因リ退職ヲ願出已ムコト認メ退職ヲ許  
可シタルトキ、  
司可シタルトキ、

三、自己重火ナル遇失ニ因ラスシテ業務上負傷等ニ堪エサルモト認メ退職ヲ  
許可シタルトキ、  
一、當會社事業上ノ部合ニ因リ解雇シタルトキ、

第二條 本會社一定備職工シヲ左ノ各號ノニ該當スルトキハ本人又、其遺  
族、退職手當給與ス

第三號表に依つて計算すれば日給五百圓分即ち百圓とも百圓となる又此人が世間持  
かる此人の退職手當は多い方の百九拾回を切ります

此場合にイ(さ)此較しすと普通の方法に依つて計算した(イ)の方が多いです  
この帶着者これをば日給五百圓分即ち百圓六回となります

(ロ)此人が獨身者又は女子であれば日給九十圓分即ち百圓とも百圓となる又此人が世間持  
かる此人の退職手當は百九拾回となります

第四回(3)なるのです  
七百七拾參拾七錢(實際支給する場合には參拾七錢を切り上げて七百七拾

第四回(2)なるのです  
八百五十九回參拾錢實際支給する場合には參拾錢を切り上げて八百六拾回となります  
依頼退職の場合とすると八百五十九回參拾錢に第三條の第六の「90」を掛けて

$$859\text{圓} \times \frac{90}{100} = 773\text{圓} \quad (3)$$

第四回(1)なるのです  
即ち實際の賃金總収高は五千圓でもありますか退職手當を計算する場合には六千六百拾回を(イ)念の爲此の人の退職手當を出して見ますと此の六千六百拾回に第二號表の「130」を掛けて

第四回(4)なるのです  
即ち參千五百圓を五百圓ご勘定します  
即ち參千五百圓に大正七年十二月二十日以後の取高千五百圓を加へて此人の取

即ち參千五百圓を五百圓ご勘定します  
即ち參千五百圓に大正七年十二月二十日以後の取高千五百圓を加へて此人の取